

○農林水産省告示第八百四十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和二年十二月一日農林水産省告示第二千三百二十四号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和3管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和三年五月二十一日

農林水産大臣 野上浩太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details changes to fishing regulations for specific fish species and administrative management zones, including catchable quantities and management zones.

Table showing fishing catchable quantities (単位：トン) for specific fish species (大臣管理区分, 大 臣 管 理 漁 獲 可 能) and administrative management zones (大臣管理区分).

Table showing fishing catchable quantities (単位：トン) for specific fish species (大臣管理区分, 大 臣 管 理 漁 獲 可 能) and administrative management zones (大臣管理区分).

○経済産業省告示第百十三号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

令和三年五月二十一日

経済産業大臣 梶山 弘志

Table listing designated small business operators with columns for 番号 (Number), 名称 (Name), 住所 (Address), and 市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間 (Period for application for designation).

○経済産業省告示第百十四号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百七十七号）第十一条第一項の規定に基づき、令和三年五月六日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

令和三年五月二十一日

経済産業大臣 梶山 弘志

Table listing registered small business consultants with columns for 登録番号 (Registration Number), 氏名 (Name), 登録番号 (Registration Number), and 氏名 (Name).